



情報社会における 知的財産権の光と影

2012年10月3日

弁護士・ニューヨーク州弁護士
日本大学芸術学部 客員教授
福井 健策 (@fukuikensaku)

ACTA(偽造品取引防止協定)

- ・提案国は日本
- ・Wikileaksにより条文流出
- ・2011年10月1日署名、現在署名国は9ヶ国(プラスEU22ヶ国)
- ・2012年2月、ヨーロッパ200以上の都市で反対デモ
- ・2012年6月、欧州議会は反対478、賛成39にて否決

ACTA 主な内容

著作権や商標権を侵害する海賊版・模造品の輸入・販売について、

- ① 裁判所が差止を命じられる。
- ② 一定の「みなし賠償金額」を採用して、被害者が損賠賠償を請求しやすくする。
- ③ そうした行為に刑事罰を課す。

TPP(環太平洋連携協定) 知財での米国要求

- ・米国の海外特許・著作権使用料:
9.6兆円(2011年)
 - ⇒コンテンツ・ITは最重要項目
- ・米有力NGO「KEI」を通じて流出
 - ⇒知財強化、知財の「アメリカ化」
- ・米韓FTAと同一内容
- ・「日米経済調和対話」と一致
 - ⇒USTRスタンダード

非親告罪化 (15.5(g)項)

- ・著作権侵害:「最高で懲役10年又は1000万円以下の罰金」
- ・著作権者などが告訴しない場合、国は起訴・処罰できず
- ・導入論⇒「パロディや同人誌の萎縮」「悪意の告発」への懸念
- ・ダウンロード刑罰化の影響

ダウンロード刑罰化の大論争

私的ダウンロードの刑罰化(10月1日施行)

違法にアップロードされた有償の著作物を
その事実を知りつつ
私的な使用のために
受信してデジタル方式で録音・録画

2年以下の懲役・200万円以下の罰金

法定損害賠償金、無過失責任

(12.3(a)項、12.4項)

- ・現在、権利者の実損害分のみ賠償⇒大半の侵害は訴訟に至らず
- ・実損害の証明なくとも、裁判所がペナルティ的な賠償金を決められる※米国は1作品で15万ドルまで
- ・導入されれば知財訴訟が激増か

保護期間の延長 (4.5項)

- ・著作権は「著作者の死後50年」、隣接権は「公表後50年」経過で消滅
- ・欧米で20年延長、他国にも要求
「ミッキーマウス保護法」
- ・日本でも2006年から激論

保護期間の延長(4.5項)

- ・危惧:「収入増加はわずか」
「権利処理が困難 ⇒ ①古い作品の活用と②新たな創作が困難に」
「コンテンツの国際収支を害する」
- 日本:海外からの著作権使用料
1300億円、年間5700億円の赤字

その他の予想される項目

- ・真正品の並行輸入に禁止権(4.2項)
- ・DRMの単純回避規制(5.9項)
- ・「植物・動物」「診断治療方法」を特許対象に(8.2項)
- ・ジェネリック医薬品規制(9.2項)
- ・音・匂いにも商標(2.1項) ...など

海賊版防止の効果は？

- 中国などが将来加入することが前提
- ACTAには既に日・米・韓・豪・加など加盟（ただしEUでは否決）
- 「米国と組んでACTA並みの保護を各国に迫る」（日経）

TPPの3つの問いかけ

①何を：最適の知財ルールはどこに

※拡大する「フリー」と知財の「米国化」の是非

②どう：TPPが最適の乗り物なのか

③誰が：情報のルールメイカーは？

※反SOPA／ACTAデモの波紋

問いかけ①: 何が最適の知財ルールか

➤ 「デジタルシュリンク」、縮小を 続けるコンテンツ産業

・出版・雑誌 2.5兆円⇒1.8兆円

・CD 6000億円⇒2000億円 など

※ライブ 9200億円⇒9600億円

問いかけ①: 何が最適の知財ルールか

- 拡大する、「フリー」と著作権の対立
 - ウィニー開発者訴追・逆転無罪
 - Googleブックス、YouTube巨大訴訟
 - Megaupload世界同時逮捕
- 情報流通を促進しつつ、創作者に収益還元できる「日本モデル」は

問いかけ②: TPPが最適の乗り物なのか

- ・後半で参加、「交渉下手な日本」?
- ・条約は国内法に優先⇒硬直化?
- ・「何も決められない政治」とポリシーロンダリングの誘惑
- ・情報公開か、外交の秘密性か?

提言

①知財の交渉項目をTPPから除外

※少なくとも、保護期間延長、非親告罪化、法定賠償金は除外

②日本独自の流通促進策を推進

- ・クリエイティブ・コモンズの政府採用
- ・孤児作品対策法
- ・メディア横断アーカイブと、権利データベースの整備